

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

また条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みを示しています。同時に、被爆者や核実験被害者への援助を行う責任も明記され、被爆国、被害国の国民の声に応えるものとなっています。

2017年9月20日、核兵器禁止条約への調印・批准・参加が開始されて以降、条約調印国はアジア、ヨーロッパ、中南米、アフリカ、太平洋諸国の92か国、批准国は68か国です。同条約は2020年10月24日、国連軍縮週間の初日に批准国が50か国となったことにより、2021年1月22日に発効しました。

日本は、「唯一の戦争被爆国」として核兵器全面禁止のために真剣に努力する証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和5年9月14日

内閣総理大臣 様

外務大臣 様

高根沢町議会議長 神林秀治